

一般社団法人京葉人材育成会定款

一般社団法人京葉人材育成会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人京葉人材育成会と称する。

(目的)

第2条 当法人は、産業現場における安全に対する知識、技術の普及、推進、リスクマネジメントに関する情報の提供、相互コミュニティーの構築に関する事業等を行い、産業現場内における安全性の確保、労働災害の撲滅による産業界の発展に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- 1 産業安全に関連する技術、政策等の調査、研究、支援及び情報の提供に関する事業
- 2 産業現場における防災啓発及び防災教育の推進に関する事業
- 3 各種人材の教育、育成、研修及び指導に関する事業
- 4 各種講演会、研修会、研究会、協議会、セミナー、イベント等の企画、立案、運営及び実施に関する事業
- 5 出版業、執筆業並びに書籍、雑誌、機関紙、会報、教材等の企画、デザイン、編集、製作、発行及び販売に関する事業
- 6 国、地方公共団体、公益法人、企業、機関、その他関係団体、個人等との連絡、協力、調整、支援、指導、提言及び連携に関する事業
- 7 各種情報の提供に関する事業
- 8 前各号に附帯又は関連する一切の事業

(主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は、千葉県市原市に主たる事務所を置く。

(公告方法)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 会員

(入会及び会員区分)

第5条 当法人の会員は2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」とする。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
 - (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- 2 当法人の会員となるには、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第 6 条 会員は社員総会の定めるところにより、入会金及び会費を納入しなければならない。

2 入会金及び会費の額は社員総会において定める。

3 納付した入会金及び会費は、理由の如何を問わず返還しない。

(任意退会)

第 7 条 会員は、当法人が別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(会員資格の喪失)

第 8 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 死亡若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

(3) 会費の納入が継続して1年以上されなかったとき。

(4) 除名されたとき。

(5) 総社員の同意があったとき。

(除名)

第 9 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会において正会員の半数以上であって、正会員の議決権の3分の2以上に当たる数をもって行われる決議に基づいて除名することができる。この場合、その会員に対し、あらかじめ通知するとともに、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 当法人の定款、規則又は総会の議決に違反したとき

(2) 当法人の名誉を傷付け、又は目的に反する行為をしたとき

第3章 社員総会

(社員総会の招集時期)

第 10 条 定時社員総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要がある場合に招集する。

(社員総会の招集権者)

第 11 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長が招集する。

(社員総会の議長)

第 12 条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長に事故があるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により他の理事が議長になる。

(議決権の数)

第 13 条 社員は、各1個の議決権を有する。

(社員総会の決議)

第 14 条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって議決権を行使し、又は代理人によって議決権を行使することができる。

3 前項の規定により表決した社員は、第 1 項の規定の適用については出席したものとみなす。

(社員総会の決議の省略)

第 15 条 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(社員総会への報告の省略)

第 16 条 理事が社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 17 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、議長及びその総会において選任された議事録署名人 2 名が署名又は記名押印をしなければならない。

第 4 章 役員等

(役員の数)

第 18 条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3 名以上

(2) 監事 1 名

2 理事のうち、1 名を会長、1 名を副会長理事、2 名以内を専務理事とする。

3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、専務理事をもって一般法人法上の業務執行理事とする。

(選任等)

第 19 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長理事及び専務理事は、理事会において選任する。

3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の制限)

第 20 条 理事のうちには、それぞれの理事について、当該理事と次の各号で定める特殊の関係のある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。監事についても、同様とする。

- (1) 当該理事の配偶者
- (2) 当該理事の三親等以内の親族
- (3) 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- (4) 当該理事の使用人
- (5) 前各号に掲げる者以外の者で当該理事から受ける金銭その他の資産によって生計を維持している者
- (6) 前3号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は三親等以内の親族

(役員任期)

第 21 条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結時までとし、再任を妨げない。

3 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は現任者の任期の残存期間と同一とする。

4 任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務権限)

第 22 条 会長は、当法人を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、当法人の業務を統括する。

4 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人の業務を執行する。

5 理事は、事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第 23 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して業務の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員解任)

第 24 条 理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬)

第 25 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める役員報酬支給規程に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第 5 章 理事会

(理事会の設置)

第 26 条 当法人は、理事会を置く。

(構成)

第 27 条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第 28 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長理事及び専務理事の選定及び解職

(理事会の招集)

第 29 条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長が招集する。

(理事会の議長)

第 30 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長に事故があるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により他の理事が議長になる。

(決議)

第 31 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 32 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には、当該理事会に出席した会長及び監事が署名又は記名押印しなければならない。ただし、会長が理事会に出席しなかったときは、その理事会に出席した理事及び監事が記名押印するものとする。

第6章 基金

(基金を引き受ける者の募集)

第 33 条 当法人は、理事会の決議により、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の拠出者の権利)

第 34 条 拠出された基金は、当法人の解散のときまでこれを返還しない。

(基金の返還の手続)

第 35 条 基金は、定時社員総会が決定したところに従って返還する。

第7章 計算

(事業年度)

第 36 条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第 37 条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第 38 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の決議を経て、定時総会に報告しなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類の他、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第 39 条 当法人の剰余金は、これを一切分配してはならない。

(残余財産の帰属)

第 40 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の議決を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 事務局

(設置等)

第41条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、所要の職員を置く。

第9章 委員会等

(委員会等)

第42条 当法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会の決議を経た委員会等を置き、業務を適切かつ効率的に執行する。

2 委員会等の委員長及びその他の委員は、理事会が選任する。

3 委員会等の任務、構成及び運営等に関し必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

第10章 附則

(最初の事業年度)

第43条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和4年3月31日までとする。

(設立時役員)

第44条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりである。

設立時理事 中村 昌允

設立時理事 大木 健史

設立時理事 大友 仁二

設立時理事 木原 敏秀

設立時理事 山下 雅弘

設立時理事 松本 崇

設立時理事 本郷 康弘

設立時代表理事(会長) 中村 昌允

設立時監事 乗竹 智之

(設立時社員)

第45条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

千葉県千葉市花見川区畑町4-7-7番地10

設立時社員 中村 昌允

千葉県木更津市清川1丁目2番13号

設立時社員 大友 仁二

千葉県千葉市中央区千葉寺町1228番地7

設立時社員 木原 敏秀

(委任)

第46条 この定款に定めるものの他、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定める。

(法令の準拠)

第47条 この定款に規定のない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

この定款は

令和3年10月15日 制定

令和5年 6月30日 改定